

令和 4 年度
自己点検・自己評価報告書

(令和 5 年 7 月作成)

関西医療学園専門学校

目 次

I	はじめに	1
II	関西医療学園専門学校自己点検・評価委員会規程	2
III	評価項目別自己点検	
基準 1	教育理念・目的・育成人材像等	3
基準 2	学校運営	3
基準 3	教育活動	3
基準 4	教育成果	6
基準 5	学生支援	8
基準 6	教育環境	9
基準 7	学生の募集と受け入れ	10
基準 8	財務	11
基準 9	法令等の遵守	11
基準 10	社会貢献	12

I はじめに

ここに、「令和４年度自己点検・評価報告書」を公表する。

２００７年（平成１９年）の学校教育法等の改正により、専修学校において自己評価と結果公表が義務化され、学校関係者評価についても努力義務化された。

本校では、この義務化以前から、課題と改善項目について、その都度自己点検を行い、計画的に対処してきたが、この改正への積極的な対応に努め、教育環境の整備を進めてきた。

「自己点検・評価委員会」は、教職員からの課題報告と、これに基づく改善策の協議を通じ、本校の教育環境についての現状把握と問題点への提言により、改善活動の有効な手段としての役割を果たしてきた。

これからの自己点検・評価活動は、従前の本校教育環境に関する様々な取り組みの検証と提言のみならず、本校全体の自己改革を具体的に示していく役割が求められるものであり、当委員会は、自己改革が健全に機能する組織として本校が成長していくため、これまで以上に厳格に自己点検・評価を行っていくことを今後の目標とする。

「令和４年度自己点検・評価報告書」が、教職員一同にとって自己改革の指針となり、今後の改革への意識が高まることを期待したい。

また、次年度に向け、お気づきの点があれば、忌憚ないご意見を賜りたい。

Ⅱ 関西医療学園専門学校自己点検・評価委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本校における教育水準の向上を図り、かつ本校学則第 1 条に規定する目的を達成するため、関西医療学園専門学校自己点検・評価委員会（以下委員会という。）を設置し、委員会に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役割)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 自己点検・評価の基本的方針及び自己点検・評価項目の策定に関する事項
- 二 自己点検・評価の実施、組織及び体制に関する事項
- 三 自己点検・評価結果の統括に関する事項
- 四 自己点検・評価報告書の作成に関する事項
- 五 自己点検・評価の公表に関する事項
- 六 自己点検・評価及び第三者評価に関する事項

(構成)

第 3 条 委員会の委員は、学校長が指名した教職員で組織する。

2 委員会に委員長を置き、学校長がこれを委嘱する。

(運営)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員総数の過半数をもって成立する。

3 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聞くことができる。

(結果の報告)

第 5 条 委員会は、自己点検・評価の結果を教師会に報告するものとする。

(結果の公表)

第 6 条 自己点検・評価の結果を公表するときは、教師会の承認を得るものとする。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、学務課において行う。

附 則 この規程は、平成 23 年 6 月 7 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

Ⅲ 評価項目別自己点検

基準 1 教育理念・目的・育成人材像等

関西医療学園専門学校の歴史は、1957年（昭和32年）に大阪市阿倍野区に設置した「関西鍼灸マッサージ専門学校」から始まる。初代理事長武田武雄は「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」を建学の精神に掲げ、有為な鍼灸マッサージ師、柔道整復師を社会に送り出すことにより、斯界の発展に貢献してきた。さらに、理学療法士は1993年（平成5年）、歯科衛生士は2022年（令和4年）から養成教育を行っている。そして、その精神は現在も脈々と受け継がれている。

本校がめざす理想の医療人とは、「心豊かな人間性と確かな実践力を身につけた医療人」である。学則第1条では「本校は教育基本法及び学校教育法に則り、医療技術に関する学理及び技術を教授し、併せて普通教育を施し教養を高めるとともに人格を陶冶し、医療技術を通じて国民の保健衛生に寄与する有能な人材を育成すること」を目的とすると明確に定めている。

さらに、患者さまの立場を最大限尊重できる豊かな感性と暖かい人間性、高い倫理観を持った医療人の育成に努め、多くの卒業生が各業界で活躍をしている

これを受け、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・専門士の称号授与の方針）として、建学の精神「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」を具現化するため、卒業認定に必要な所定の単位を修得し、医療人に求められる以下の能力を身につけ、人々への奉仕の精神を持ち続ける学生に対して、学科ごとに、専門士を授与する。

- ①保健、医療、健康、福祉、スポーツなどの現場で、修得した基本的な知識・技術を応用し対応できる実践的な能力
- ②倫理観に基づいて地域社会の人々に安心して安全な医療技術を奉仕の精神をもって積極的・主体的に提供できる基礎的な能力
- ③変化する社会や現場の要望に応えうる医療知識と技術を意欲的かつ継続的に学ぶことのできる基礎的な能力
- ④医療を適切に行う為に、チーム医療の一員として必要な情報を他職種へも適切に提供し協力・協働ができる能力

基準 2 学校運営

学校法人全体の運営方針は理事会及び評議員会で決定され、専門学校の日常的な事項の決定は教師会において行われる。この決定に基づき各学科の教務委員会のほか、各種委員会が細部にわたり検討し、実行する。また、これらに付随する業務を処理するために事務組織が設けられている。このように本校の意思決定の過程は確立され円滑に遂行されている。

事業計画は、毎年度作成される事業計画書で本校の円滑な運営と教育の充実に視点を置いた計画を策定し、さらに事業報告書においては、その達成及び進捗状況を報告している。本校の運営組織、各種委員会は各種規程により具体的に定められている。

教職員の採用は新学科の設置や学生定員に応じて、適正数を確保してきた。また、教職員の就業及び厚生に関しては就業規則及び学園諸規程により定められている。

情報処理システムはクラウドサーバー移行に伴い、よりセキュリティを強化し、事務機器のＯＡ化、ＡＶ機器の導入により、最新の情報システム化を進め、出席成績管理、事務書類や教員教材の作成等に活用している。また、全教室にネットワークシステムを構築し、オンライン授業にも対応している。

基準３ 教育活動

（１）全校共通の取り組みについて

２０２２年度（令和４年度）は、前年度に続き新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めた。特に、実技（実習）、臨床実習においては十分な感染対策を行った上で、実施方法に制限を設けた。

感染者および濃厚接触者については、出席停止とし、停止期間中の授業内容については、担任を中心に個別に授業内容をフォローし、必要に応じて課題やレポートによる学習で補完した。

（２）東洋医療学科・東洋医療鍼灸学科（昼間・夜間）

２０２０年度（令和２年度）から、全学年で新カリキュラムによる授業を実施しており、３年間で履修する総単位数が東洋医療学科では従来の９３単位から１００単位に、東洋医療鍼灸学科では８６単位から９４単位に引き上げられた。特に経絡経穴学や東洋医学概論や実技（実習）などの専門分野の単位数が増やし、教育の充実を図っている。

カリキュラムにおいては、臨床現場で実践できる知識・技術・人間性の修得を目標として掲げ、臨床実習を中心とした実践教育に重点を置いている。また、建学の精神を実現させるため、カリキュラムポリシーに従い「実践的な知識と技術」「問題解決能力」「協調性とコミュニケーション能力」などを身に付けられるよう体系的に編成されている。

教育到達レベルは、実地の臨床現場における患者対応および施術を目標とし、業界が求めるレベルを踏まえている。特に附属施術所における臨床実習を３年次に１８０時間実施し、教員指導のもとで実際の患者様に施術する機会を設けている。

カリキュラム作成に当たっては教育目標を実現するために体系的に編成され、社会及び学生のニーズに応えるために毎年見直しを行っている。

授業内容や教授法は、学生対象の授業アンケートを実施し、担当教員にフィードバックして教育内容及び教授法の改善に努めている。

教員採用については教育歴や実績を重視し、専門性を備えている教員を確保している。非常勤教員は、大学・各種学会・研究会に所属し、臨床の現場で実地経験を積んだ教員を採用している。

専任教員は、校内のFD研修や校外研修を通じて専門性及び教授力の向上に努め、教育活動に還元している。

(3) 柔道整復学科(昼間・夜間)

2015年(平成27年)に職業実践専門課程の文部科学大臣告示を受けた本学科は、実技能力の高い資格者の育成を目指している。2018年(平成30年度)の入学生から授業時間、臨床実習時間も大幅に増加している。1年次初期より実技授業として臨床を導入し、多岐にわたる実務経験を有する柔道整復師を非常勤教員として迎え、より実践的で、臨床的な教育を心がけている。そして、学生の実技能力の習得向上を考慮し、本校独自の実技マニュアルを作成し、授業及び実技試験に役立てている。実技授業を担当する教員は、ほとんどが本校の卒業生であり、人格、知識、技術において信頼が置ける人材であり、授業アンケートにおいても学生から高い評価を得ている。授業全体は、カリキュラムポリシーに従い「医学的知識と実践的技術」「協調性とコミュニケーション能力」「問題解決能力」を身につけ科目大系フローチャートに沿って、学生がより効率的に各学年、各科目においてステップアップできるような科目構成をしている。

学生の入学の目的は、国家試験合格であり、そのフォロー体制は、補講、模擬試験など万全を期している。専任教員数も多い為、初年度からきめ細やかな学生対応を行っている。実際、社会に出て、医療人として地域住民に信頼され、必要とされる人材となるためには、知識や技術だけでなく、人間性やコミュニケーション能力が必要である。この教育は卓上の教育だけで行えるものではなく、臨床実習や救護活動を通じ社会と交わり、育成していきたいと考えている。2年次から実施される救護実習等に向け、初年度から現場に即した実技練習等を行い、そこで教員と学生が積極的にコミュニケーションを取りさらなるスキルの向上を目指している。

(4) 理学療法学科新カリキュラム

建学の精神「社会に役立つ道に生きぬく奉仕の精神」を応えるため、心豊かな人間性と確かな実践力を身につけた医療人として育成する。卒業時には臨床レベルで社会に貢献でき、また治療にも役立つ知識及び技術の獲得に対して、「医学的知識と実践的技術」「チーム医療の一員に対応できる能力」「問題解決能力」を身につける効率的にステップアップできるカリキュラム(SUC: STEP UP CURRICULUM)を設定している。

臨床実習においては、本校と施設の連携を深めるため「主たる臨床実習施設」を多領域にわたって設け、臨床実習のスケジュールを段階的、系統的に設定している。2年生の見学実習では学内で習得した基礎分野の知識を活用できる実践力を養うため、前期と後期で定期的に患者様との医療面接をする機会を設け、コミュニケーション技術を経験し、患者様が抱える問題点や生活像を把握する。2年次の最後には専門分野の知識を活用できる実践力を養うため、検査・測定を実施する機会を設け、患者様の情報収集及び問題点、生

活像を総合的に把握する。総合臨床実習では、臨床における最低限の治療が模倣レベルで可能となる知識・技術を獲得する。

学生の満足度を測るとともに改善点を把握するため、授業についての学生アンケートを実施し、この結果を教員へフィードバックし、さらに必要であればカリキュラムの見直しを行うなど、適宜、教育内容の改善に努めている。

教員の専門性、人間性、教授力については、常に業界のレベルに対応できるよう、定期的な研修や教育研究活動を行い学生に還元できるように努めている。

(5) 歯科衛生学科

令和4年4月に開設された歯科衛生学科は、将来の歯科医療を支える有為な人材を輩出するべく実践的で効率的なカリキュラムを編制している。教員は、長年行政での歯科保健指導に携わってきた者や海外での歯科医療に従事した経験を持つ者など、多彩な経歴を持つ専任教員と、臨床経験の豊かな現役歯科医師を中心とした非常勤教員を揃えている。

1期生は38名が入学したが、そのうち2年生に進級できた者は30名であり、学生のモチベーションを維持し向上させることが今後の課題である。

基準4 教育成果

(1) 東洋医療学科・東洋医療鍼灸学科

2020年度（令和2年度）より、全学年が新カリキュラムでの授業の実施となった。専門分野の単位数および時間数が増加し、専門分野の知識と技術の習得と臨床能力の向上に重点を置いている。

また、職業実践専門課程の告示を受けており、就職支援は重要な責務と考えている。卒業後、独立開業する者もあるが、就職を希望する者も多く、コロナ禍ではあったが求人は就職希望者数を上回る状況であった。

国家資格取得率の向上は重要な教育目標であり、国家試験に準じた模擬試験や卒業試験を実施している。学習到達度に応じて補習や課題学習を実施した。

退学率の低減は、学生に自己の将来像を明確にさせ、その目標に向かわせるキャリア教育の成果と位置づけている。そのための取り組みとして担任制を採用し、個別指導に重点を置いている。また、学生からの学生生活全般における相談については、専任教員が相談員となり対応している。

卒業生・在校生の社会的活躍は、本校の教育成果と考え、ホームページ、学校案内などで紹介している。

学生の学術研究は、社会的ニーズに答えるため学理、臨床を探究し、教員指導の下、例年学術発表を行っている。2022年度（令和4年度）は東洋療法学校協会学術大会と全日本鍼灸学会学術大会で優秀賞を受賞した。

（２）柔道整復学科

教育成果は幾つか現れたと思われる。特に初年度の退学者数が減少傾向となった。実技授業数の増加と臨床実習を意識した授業内容を実施した結果、学生のモチベーションが向上し、将来像が入学当初より明確になったからと思われる。学力についても定期試験の時期及び回数等を見直したことにより、教科による目標設定が容易となり、学習意欲及び習熟度が向上したと思われる。時期、回数等の影響だけではなく、各教科で単元別に習熟度確認試験や補講等を行い、学生の目標への到達度を常に管理した結果でもある。本校では多数の卒業生のおかげで接骨院等の施術所関係からの求人は就職希望者数を上回る状況である。ただ昨今の学生の就職先にスポーツ関係を希望する者が多くなってきている。この方面への就職先の開拓が今後の課題となり、またその就職先に進んだ先も困らないようなフォローアップが必要である。国家試験に関しては早期からの学生への意識付けとモチベーションの向上を図り、例年以上に対策授業を行ったが、業界や財団も含めた一連の事件で合格率は全ての医療系国家資格の中でも最低となり、本科も例年を下回った。

（３）理学療法学科

教育成果は、２０１４年（平成２６年）から、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による審査を受審しており、２０１９年（令和元年）には同機構により vol. 2 の審査を受審して適切な教育活動と管理運営を行う施設として最高評価である適（E=Excellent）と認定されている。平成８年から令和５年までの現役生の国家試験合格率の平均は９３．３％、総資格取得率は９９．２％であり毎年高い水準を維持している。就職支援においては、財団法人専修学校教育振興会（現一般財団法人職業教育・キャリア教育財団）主催の職業指導・職業紹介業務研修を修了した担当教員が学生の希望をかなえるよう就職支援を行ない、就職率は１００パーセントである。

学生支援について、相談窓口や担任の面談によって学校生活が有意義なものになるよう、個別的な対応によって低い退学率の維持している。その結果、卒業期現役生の国家試験受験者を多く輩出している。

（４）歯科衛生学科

令和４年度は歯科衛生学科の開設年度であるため、国家試験合格率や就職率などの教育成果については今後期待されるところである。

基準５ 学生支援

（１）全校共通の取り組みについて

学生生活全般を支援するよう努めており、学生生活の相談や就職支援、経済的支援の体制を整備している。

学生生活（精神面、学業面）は、専任教員が学生相談員となり、学生からの相談に対応する体制を整えている。また、担任制により、成績・出席指導等の個人面談を行うほか、必要に応じて保護者にも連絡をとり、連携も図っている。

健康面では、学校保健安全法並びにその他の関係法令に基づき毎年定期健康診断を実施し、学生の負傷、疾病には学生総合保険により学生負担を軽減するなどして学生の健康管理を行っている。

また、新型コロナウイルス感染対策、ワクチン接種状況の把握にも努めている。

就職は、学務課において、求人の受付、求職者（学生、卒業生）への求人提供を行っている。なお、最終学年に進学・就職のアンケート調査を実施し、相談者には適宜対応している。

経済面では、学費の延納分納制度、特待生制度、奨学金制度、各種奨学金の案内、教育ローン、提携銀行ローン等も紹介している。特に2021年度（令和3年度）からは、高等教育修学支援新制度の対象校に認定され、意欲的な学生が修学しやすいよう経済面でサポートを行っている。

（２）東洋医療学科・東洋医療鍼灸学科

経済支援については、（１）のほか、Wライセンス（鍼灸と柔道整復など）取得希望者への学費軽減に取り組んでいる他、教育訓練給付金制度の指定講座の認定を受け、社会人入学者の更なる経済的負担の軽減を図っている。

公認学生クラブに対しては円滑に活動が行えるよう、指導教員を配備し学校全体で支援を行っている。

学生の健康管理については、学校保健安全法に基づく定期健康診断の実施に加え、HBs抗原検査を実施することでウイルスの有無を知り、感染予防を行っている。

（３）柔道整復学科

年度当初に各担任が個別面談を実施し、学生の学修環境や修学状況の把握に努めている。

3年次になり国家試験が現実味を帯びる時期には、専任教員がチューターとなり、個人面談によってきめ細やかな支援を行い、保護者とも連絡を取り連携を図っている。

学生の健康管理については、（１）のほか、万が一柔道の授業で負傷した場合も附属施術所で迅速に対応できるよう準備しており、負傷の程度によっては地域の医療機関との連携体制を取り、迅速な対応に努めている。

経済支援については、（１）のほか、Wライセンス（鍼灸など）取得希望者への学費軽減に取り組んでいる。

学生の公認クラブに対しては、円滑に活動が行えるよう、指導教員を配備し学校全体で支援を行っている。

（４）理学療法学科

学生生活全般をフォローするよう努めている。学生生活に関する相談や就職、経済状況の相談件数が多く、学生相談員（専任教員）及び就職担当教員が担任と連携を取りながら対応している。

就職支援については、年4回（2年次の3月から3年次10月）の就職ガイダンスを実施したうえ、複数回の個別面談を行い、3年次校外実習中には、面談内容を基に必要な情報をメール等で提供している。このほか校外から講師を招いて、マナー講座、スキルアップ講座等を開催している。

経済面での支援については、日本学生支援機構の貸与奨学金制度、令和3年度から高等教育修学支援新制度の対象校に認定され、授業料等の減免及び給付型奨学金の支援、自治体の修学資金等を案内しているほか、学費については、延納・分納制度により学生の修学支援を図っている。また、特待生制度を設け学業成績が優秀で、他の模範となった学生に対し授業料の減免を実施している。

学生の健康管理については、学校保健安全法に基づく定期健康診断の実施に加え、4種抗体検査結果により、抗体が無い学生にはワクチン接種をするように指導している。

上記のほか、年1回新入生の保護者を対象とした懇談会を開催し、保護者との意思疎通を図ると共に、適時保護者と連絡をとって、本校と家庭の連携に努めている。

（5）歯科衛生学科

学生生活全般をフォローするよう努めている。特に学生生活での相談や経済的支援の体制を整備し、学生からの相談があれば担任と連携を取りながら対応している。

学生が学業や学生生活上の問題を抱えた場合のために、学生相談員を設置しているほか、面談を適宜実施している。この他に学外でのマナー講座、講師を招いての特別講義を実施し、スキルアップのための講座を開催している。

経済面での支援については、日本学生支援機構の貸与奨学金制度、高等教育修学支援新制度における授業料等の減免および給付型奨学金の支援、自治体の修学資金等を案内しているほか、延納・分納制度により学生の修学支援を図っている。

就労支援については、アルバイトを希望する学生に向けて、歯科診療所などから届いた求人情報を公開し、経済支援を行っている。

学生の健康管理については、学校保健安全法に基づく定期健康診断の実施に加え、4種抗体検査結果により、抗体がない学生にはワクチン接種をするように指導している。また、上記のほか、新入生の保護者を対象とした懇談会を開催し、保護者との意思疎通を図ると共に、適時保護者と連絡をとって、本校と家庭の連携に努めている。

基準6 教育環境

（1）新型コロナウイルス感染拡大防止対策（全校対策）

新型コロナウイルス感染拡大のため対策を徹底し、クラスターが発生することのないよう全校対策を取っている。

学生・教職員の検温確認、入館時のマスク着用と手指消毒を徹底した。教室等にCO₂測定器、加湿器、サーキュレーター、デスクスクリーン、消毒液を設置したほか、館内放送での感染拡大防止の呼びかけを行った。

また、コロナ禍における本校行動基準を作成し、対面授業・実技・実習・クラブ活動等の実施に関するガイドラインを示して、安全に授業を進行しながら、学生の学修機会の確保に努め、全教室でインターネット環境の整備を行い、オンライン授業を拡充した。

なお、感染した場合や濃厚接触者に認定された場合は、保健所の指導に従い入院や療養待機となるが、この間の授業については、担任を中心にフォローし、学修機会を補うよう努めた。

(2) 東洋医療学科・東洋医療鍼灸学科・柔道整復学科)

普通教室、実習室、図書室、講堂等の施設については、専修学校設置基準及び養成施設認定規則に基づいて整備し、学生支援の観点から自習室、学生ホールなどを設置している。また、安全衛生面を配慮したトイレ、特に女性用トイレには一部パウダールームを設置して、学生の学習環境の向上に努めている。

実習については、附属施術室において臨床実習を実施している。

このほか、柔道整復学科ではアメリカンフットボールチームでのトレーナー現場実習や柔道大会での救護実習を取り入れている。

校舎等施設設備は、耐震設備、消防設備などの防災施設は、メンテナンス業者と契約し、定期的に検査、修繕を行い施設の安全を図っているが、防災対策としての退避訓練等は実施することができていないので、今後、全校的な取り組みを検討する。

また、空調設備に老朽化が見られたため、本館校舎2号館の入替を実施した。

(3) 理学療法学科

普通教室、実習室、図書室、講堂等の施設は、専修学校設置基準及び養成施設指定規則に基づいて整備し、学生支援の観点から自習室、学生ホールを設置して、学生の学習環境の向上に努めている。また、施設・設備の改修に努め、より良い学習環境の整備を積極的に図っている。

臨床実習については、大阪府知事の承認を受けた、医療提供施設、介護保険施設等において、見学実習（1単位・40時間）、評価実習（3単位・120時間）、総合臨床実習（16単位・640時間）を実習している。実施については、実習施設との連携を図り、教育効果の把握に常に務めており、十分な教育体制を確保している。コロナ禍の状況に対応するため、昨年度と同様に臨床推論の授業を組み入れている。

防災対策については、校内及び校外での事故を防止するように努めている。学生生徒災害傷害保険（一般財団法人職業教育・キャリア教育財団）に加入しているほか、特に校外での実習中の事

故に備え、医療分野学生生徒賠償責任保険にも加入している。また、学生に対しては、防災マニュアルを配布して退避訓練を行い、教職員に対しても、防災フローチャートを配布し、防災時に対応できるように努めている。特に重要な連絡事項（台風、地震、大雨による休校や休講）については、学生ホームページで各自確認できるようにしている。

（４） 歯科衛生学科

普通教室、実習室、図書室、講堂等の施設については、専修学校設置基準及び養成施設指定（認定）規則に基づいて整備されている。また本校では自習室、学生ホール等を設置して、学生の学習環境の向上に努めている。

校外実習については、大阪府知事に承認を受けた医療施設、歯科診療所などの実習施設で、1単位の早期実習を45時間にわたり実施しており、実習施設との連携を図り円滑に学外実習を行っている。

防災対策は、学生に防災マニュアルを配布、退避訓練の実施を行い災害時に対応できるように努めているほか、校内での事故怪我に備え学生生徒災害傷害保険に一括加入しており、学外実習先での事故怪我に備え医療分野学生生徒災害傷害保険に加入している。

新型コロナウイルスなどの感染症対策では、加湿器やサーキュレーターの設置により換気効率を高めるとともに、オンライン授業の導入などで教育環境の充実を行っている。

基準 7 学生の募集と受け入れ

学生募集活動において、入学者受け入れの方針として、次の通りアドミッションポリシーを定める。

① 自立と生きぬく精神

時代の変化に対応し、医療・健康・スポーツを支える分野で生きぬく基礎となる力を身につけた上、自立し、即実践・活躍することを目指す人

② 自利利他と奉仕の精神

病める人・悩める人に寄り添い、思いやりの心を持って専門職の知識・技術を活用し、人々や地域社会の役に立ちたいという熱意を持って、他者を利することで、自らも利されるという喜びを感じる人

③ 自律貢献と役立つ精神

多様な価値観を尊重し、人のために行動できる人間力を向上させ、専門職の実践者として自分を律し、自己研鑽に努め、協調的なコミュニケーションにより仲間や周囲の人を大事にするとともに、チームとして人々に貢献し、役に立ちたいという強い思いを持つ人

これに基づき、入学試験委員会で学生募集の方針と計画を策定して、積極的な広報活動を行っている。具体的には、学校案内書及びホームページの作成、ネット媒体や進学情報誌への参画、校外の進学相談会への参加、年に数回開催するオープンキャンパス・入学相談会の実施などにより、定員の確保に努めている。本年度は、コロナ禍により各説明会の人数を制限するなど感染症対策を徹底して実施した。参加できない志望

者に対してはオンライン個別相談を実施した。また、教育成果や卒業生の活躍を学生募集に活用できるように、情報収集を行っている。

入学選考は、各学科で入学選考委員会を設け、多様な入学選考を実施している。また、学力評価に加え、広く意欲のある学生を獲得するため、全学科でA O入試を実施している。

東洋医療学科、東洋医療鍼灸学科及び柔道整復学科では。ダブルライセンス入試を導入するほか、併設大学から内部進学者を受け入れるなど、入学の選択肢を増やしている。

理学療法学科では、高校新卒者の入学生が多くなっているため、幅広い層の学生を受け入れるために、次年度の学士入試の試験回数を増やし学生募集に努めている。

歯科衛生学科では、公募推薦入試、歯科助手向け医療人推薦入試及び社会人入試を新設し、多様な入学生を受け入れるよう努める。

また、入学者選考基準は学生募集要項及びホームページで公表している。

理学療法学科及び歯科衛生学科では、高等学校の進路指導教諭との懇談会を開催し、それぞれの職業理解と養成施設である本校の教育方針の説明及び相互の情報共有の機会を設けることにより、現状の学生のニーズ等を知り、今後の学生募集に役立てる機会としている。

基準 8 財務

令和 4 年度収支決算は、収入面については、手数料、寄付金、経常費等補助金、雑収入、受取利息・配当金、その他の特別収入において予算比増額となったが、学生生徒等納付金、付随事業収入において予算比減額となり、事業活動収入合計は 3, 3 7 6, 6 0 2 千円（予算比 2. 0 % 増）となった。

支出面については、諸経費抑制に努めた結果、事業活動支出合計が 3, 3 7 6, 6 0 2 千円（予算比 5. 7 % 減）となった。

収支差額面については、基本金組入前当年度収支差額について予算比 2 6 5, 8 8 8 千円（1 2 7. 1 %）増額の 5 6, 7 2 9 千円、基本金組入額合計が予算比 3 2, 4 1 5 千円（1 2. 4 %）減額の△ 2 2 8, 9 3 0 千円となるため、当年度収支差額については予算比 2 9 8, 3 0 3 千円（6 3. 4 %）収支が改善、△ 1 7 2, 2 0 1 千円を計上し、前年度繰越収支差額△ 1, 7 0 1, 7 8 2 千円を加えた翌年度繰越収支差額については、△ 1, 8 7 3, 9 8 3 千円となった。

事業活動収支予算決算財務比率は、収入に占める割合の学生生徒等納付金比率が 8 3. 1 %、補助金比率が 1 0. 7 %となった。支出では人件費比率が 5 4. 6 %、教育研究経費比率が 3 2. 3 %、管理経費比率が 1 1. 2 %となった。

法人全体での借入金負債については、返済計画に沿って各年度の返済額や総資産額に対する割合についての基準を遵守したものであり、順調に返済している。そのため、令和 4 年度においては、自己資金からみた総負債の負債比率は 1 4. 2 %（前年度比 1. 2 % 減）となっている。

財政基盤の安定のため、全教職員が統一した理念のもと、修学支援新制度対象校としての補助金の活用やオープンキャンパスをはじめとした広報活動による入学者定員の確保と退学者数の減少に努め、業務改善を進めている一方、支出面に関しては、オンラインでの教育環境の整備やICTの導入を進めながら、主に経常支出に対しての経費削減により、財務の健全性維持のため、計画的な予算管理運営を行っている。

基準 9 法令等の遵守

SD研修、FD研修を通じ、学校教育法、専修学校設置基準、学校養成施設指定(認定)規則ならびに養成施設指導ガイドライン(養成施設指導要領)、養成所ガイドライン、私立学校法などの関連法令と学校法人寄附行為、学則等諸規程などについて学び、教職員全体にコンプライアンスの周知を行っている。

個人情報保護対策は、個人情報保護法を遵守し、教職員及び学生データの漏洩やデータベースへの不法侵入等がないように厳正に管理するとともに、教職員は、第三者へ情報提供することがないように周知徹底している。

このため、電子データ管理の不法侵入対策は厳重なウイルス対策を行うとともに、クラウドサーバーへ移行することにより、情報セキュリティはより強固となった。また紙ベースの書類管理は教員事務室等でオートロック施錠保管、倉庫保管、耐火金庫保管で分けけて厳重に保管しており、継続的なセキュリティ強化に向けた積極的な取り組みを図っている。

本校は2005年度(平成17年度)から自己点検・評価委員会を設置し、定期的に会議を開催し、2005年度(平成17年度)には公益社団法人東洋療法学校協会が作成した「自己点検・評価相互評価項目」を準用し、2006年度(平成18年度)に本校独自の形式で自己点検・評価報告書を作成した。

2007年(平成19年)12月の学校教育法の改正(自己点検・評価関連法令)に伴い、2009年度(平成21年度)から、自己点検・評価委員会の開催及び情報公開に取り組んでいる。このほかに、学校関係者評価委員会を定期的に開催し、併せて学校のホームページで情報公開している。

また、理学療法学科では、2014年(平成26年)から5年毎に、外部評価として、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構による審査を受審し、適正な教育活動と管理運営を行うよう努めている。

このほか、SD研修、FD研修、ハラスメント研修を開催し、教職員の能力や規範意識の向上に努めている。

基準 10 社会貢献

関係職能団体や地域社会との連携、交流を図り、社会貢献活動に努めている。具体的には、日本理学療法士協会、大阪府理学療法士会、大阪府歯科衛生士会において役員の委嘱を受け、専任教員が職能団体の運営

に協力している。このほか、新型コロナウイルスの影響で一部中止となったが、高体連柔道大会への救護業務、大阪府南地区柔道連盟の大会や昇段審査会の実施協力、地域中学校の職業体験教育への協力、府下小中学校での体力検査に専任教員を派遣している。

ボランティア活動については、建学の精神に基づき、積極的に奨励、支援している。原則として学生一人ひとりの自主性に任せることを基本とし、理学療法学科では介護老人保健施設、障害児施設からのボランティア依頼について学生に案内して、参加を促している。

また、社会貢献活動として定期的に募金を呼びかけ、支援団体を通じて支援を行った。

今後は、全校レベルでの具体的なボランティア活動を支援することも検討する。

留学生の受入については、国家資格者の養成校である本校の場合、幅広く受け入れることは難しいが、定期的開催される留学生受入に係る研修会に担当職員が出席し、留学生事務担当者の登録を行っている。

教員資格及び教育内容等の自己評価書様式

【自己評価 1-1】専任教員の配置状況

学部・学科等の名称	専任教員数								非常勤教員	専任教員一人あたりの在籍学生数	備考
	顧問 学科長	部長	主任	一般	計	基準数	うち 理学療法士	医師			
理学療法学科	2人	3人	1人	1人	7人	6人	6人	1人	11人	16.7人 (学生数117人)	
計	2人	3人	1人	1人	7人	6人	6人	1人	11人	—	

【自己評価 1-2】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	理学療法士又は作業療法士である専任教員の配置人数が適正であり、かつ関連領域を教授できる医師等の専門家が配置されている。	3
	理学療法士又は作業療法士である専任教員の配置人数が適正である。	2
	理学療法士又は作業療法士である専任教員の人数が適正でない。	1

【自己評価 1-3】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	全ての養成施設指導ガイドラインの教育内容（講義）を専任教員か、専任教員と同等以上の知識を有する教員が担当している。	4
	9割以上の養成施設指導ガイドラインの教育内容（講義）を専任教員か、専任教員と同等以上の知識を有する教員が担当している。	3
	8割以上の養成施設指導ガイドラインの教育内容（講義）を専任教員か、専任教員と同等以上の知識を有する教員が担当している。	2
	上記以外である。	1

【自己評価 1-4】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	専任教員（理学療法士又は作業療法士）は、全員が臨床に携わることで臨床能力の向上に努めている。	3
	専任教員（理学療法士又は作業療法士）は、一部が臨床に携わることで臨床能力の向上に努めている。	2
	専任教員（理学療法士又は作業療法士）は、臨床に携わることで臨床能力の向上に努めていない。	1

【自己評価 2-1】養成施設指導ガイドラインとの連動状況

分野 (基礎・ 専門基礎 ・専門)	指定規則教育内容	相当授業科目名	担当 時間数	担当教員	
				氏名	職名 (専任・兼任)
基礎	科学的思考の基盤 人間と生活社会の理解	人間関係論	46	池本 明弘	兼任
基礎	科学的思考の基盤 人間と生活社会の理解	法学・保健行政法学	62	奥田 典生	兼任
基礎	科学的思考の基盤 人間と生活社会の理解	医療統計学	32	弓永 久哲	専任
基礎	科学的思考の基盤 人間と生活社会の理解	健康科学論	60	西守 隆	専任
基礎	科学的思考の基盤 人間と生活社会の理解	医療英語	30	弓永 久哲	専任
専門基礎	人体の構造と機能 及び心身の発達	解剖生理学	150	木原 隆英	兼任
専門基礎	人体の構造と機能 及び心身の発達	解剖生理学	60	北岡 裕也	専任
専門基礎	人体の構造と機能 及び心身の発達	基礎運動学	92	金井 一暁	専任
専門基礎	人体の構造と機能 及び心身の発達	臨床心理学	30	池本 明弘	兼任
専門基礎	人体の構造と機能 及び心身の発達	人間発達学	62	新村 知津子	専任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	病理学	26	鉄田 徹	兼任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	病理学	34	北岡 裕也	専任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	臨床医学総論	60	松本 重人	兼任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	画像医学	30	北岡 裕也	専任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	スポーツ栄養論・ 予防管理論	20	熊崎 大輔	専任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	スポーツ栄養論・ 予防管理論	14	西守 隆	専任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	内科学	26	鉄田 徹	兼任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	内科学	34	北岡 裕也	専任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	脳神経内科学	60	北岡 裕也	専任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	整形外科学	60	新井 達也	兼任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	精神医学	30	近藤 哲哉	兼任
専門基礎	疾病と障害の成り立ち 及び回復過程の促進	小児科学	30	北岡 裕也	専任
専門基礎	保健医療福祉と リハビリテーションの理念	リハビリテーション医学	30	新井 達也	兼任
専門基礎	保健医療福祉と リハビリテーションの理念	リハビリテーション総論	32	井阪 美智子	専任
専門基礎	保健医療福祉と リハビリテーションの理念	リハビリテーション各論1年	18	井阪 美智子	専任
専門基礎	保健医療福祉と リハビリテーションの理念	リハビリテーション各論1年	12	新村 知津子	専任
専門基礎	保健医療福祉と リハビリテーションの理念	リハビリテーション各論2年	30	井阪 美智子	専任
専門	基礎理学療法学	動作分析学	30	西守 隆	専任
専門	基礎理学療法学	理学療法学総論	30	西守 隆	専任
専門	基礎理学療法学	運動療法学総論	30	熊崎 大輔	専任
専門	基礎理学療法学	運動療法学各論	30	井阪 美智子	専任
専門	基礎理学療法学	運動療法学各論	32	新村 知津子	専任
専門	基礎理学療法学	日常生活活動学	30	井阪 美智子	専任

専門	理学療法管理学	理学療法教育管理 2 年	30	熊崎 大輔	専任
専門	理学療法管理学	理学療法教育管理 3 年	30	熊崎 大輔	専任
専門	理学療法評価学	評価学総論	32	西守 隆	専任
専門	理学療法評価学	評価学各論	90	西守 隆	専任
専門	理学療法評価学	検査測定学	34	新村 知津子	専任
専門	理学療法評価学	評価学実習	30	熊崎 大輔	専任
専門	理学療法評価学	評価学実習	30	金井 一暁	専任
専門	理学療法治療学	骨関節疾患理学療法学	40	明比 大	兼任
専門	理学療法治療学	骨関節疾患理学療法学	70	西守 隆	専任
専門	理学療法治療学	骨関節疾患理学療法学	40	熊崎 大輔	専任
専門	理学療法治療学	脳血管障害理学療法学	120	弓永 久哲	専任
専門	理学療法治療学	神経筋疾患理学療法学	60	弓永 久哲	専任
専門	理学療法治療学	小児疾患理学療法学	60	新村 知津子	専任
専門	理学療法治療学	脊髄損傷理学療法学	30	小林 啓晋	兼任
専門	理学療法治療学	老年理学療法学	32	金井 一暁	専任
専門	理学療法治療学	内部障害理学療法学	62	井阪 美智子	専任
専門	理学療法治療学	義肢装具学	60	中元 潤	兼任
専門	理学療法治療学	物理療法学	60	熊崎 大輔	専任
専門	地域理学療法学	地域理学療法学総論	60	杉田 士	兼任
専門	地域理学療法学	地域理学療法学各論	32	金井 一暁	専任
専門	臨床実習	見学実習	42		
専門	臨床実習	評価実習	124		
専門	臨床実習	総合臨床実習	644		
選択必修分野		卒業考査	96	西守 隆	専任

【自己評価 2-2】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	養成施設指導ガイドラインに基づき、教育課程を体系的に編成している。	3
	養成施設指導ガイドラインに基づき、教育課程をおおむね体系的に編成している。	2
	養成施設指導ガイドラインに基づいていない、または教育課程を体系的に編成していない。	1

【自己評価 2-3】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	シラバスにすべての授業科目の授業計画、全体目標、成績評価基準・方法を明記している。	4
	シラバスにすべての授業科目の授業計画、全体目標、成績評価基準・方法をおおむね明記している。 または、大半の授業科目の授業計画、全体目標、成績評価基準・方法を明記している。	3
	シラバスの記載が十分ではない。	2
	シラバスが作成されていない。	1

【自己評価 3-1】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	養成施設指導ガイドラインに従った診療参加型による臨床実習を実施している。	4
○	養成施設指導ガイドラインに従った診療参加型による臨床実習をおおむね実施している。	3
	養成施設指導ガイドラインに従った診療参加型による臨床実習を十分に実施していない。	2
	養成施設指導ガイドラインに従った診療参加型による臨床実習を実施していない。	1

【自己評価 3-2】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	講義と関連の実習が十分に連動して実施されている。	4
	講義と関連の実習がおおむね連動して実施されている。	3
	講義と関連の実習が十分に連動して実施されていない。	2
	講義と関連の実習が連動して実施されていない。	1

●基本情報：臨床実習の見学又は実践する範囲とそれに関連する講義科目それぞれの開講時期を記入してください。

臨床実習の見学又は実践する範囲	開講時期	関連講義名	開講時期
リハビリテーション施設および福祉機器の見学	1 年前期	リハビリテーション総論	1 年前期
特別介護施設見学	2 年前期	見学実習	2 年前期
		脊髄損傷理学療法学	2 年後期
医療面接、ADL評価、活動制限の把握	2 年前期	日常生活活動学	1 年前期
		評価学総論	1 年後期
		見学実習	2 年前後期
動作障害の理解、活動制限の評価	2 年後期	動作分析学	2 年前期
		骨関節障害・内部障害・脳血管障害・神経筋の疾患別PT学	2 年前後期
		見学実習	2 年前後期
通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションの見学	2 年前後期	見学実習	2 年前後期
		地域理学療法学総論	2 年前後期
		老年理学療法学	2 年後期
	2 年後期	評価実習	2 年後期
	3 年前期	総合臨床実習	3 年前期

評価実習（検査測定の実践，検査結果の解釈）	2 年後期	評価学実習	2 年前期
		検査測定学	2 年前期
		評価学各論	2 年後期
		骨関節障害・内部障害・脳血管障害・神経筋の疾患別PT学	2 年前後期
総合臨床実習（統合と解釈，目標設定，治療プログラムの立案）	3 年前期	物理療法学	2 年 前期
		骨関節障害・内部障害・脳血管障害・神経筋の疾患別PT学	2 年前後期
		義肢装具学	2 年前後期
		運動療法学各論	2 年 後期
		評価学各論	2 年 後期
		総合臨床実習	3 年前期

【自己評価 3-3】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
	養成所指導ガイドラインで定める要件を満たす主たる実習施設で十分な臨床実習が実施されている。	3
○	養成所指導ガイドラインで定める要件を満たす主たる実習施設で一部の臨床実習が実施されている。	2
	養成所指導ガイドラインで定める要件を満たす主たる実習施設を置いていない。	1

【自己評価 3-4】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	適正な臨床実習指導者の下で実習が実施されている。	4
	適正な教員の監督指導の下で実習がおおむね実施されている。	3
	適正な教員の監督指導の下で実習が十分に実施されていない。	2
	適正な教員の監督指導の下で実習が実施されていない。	1

【自己評価 3-5】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	臨床実習におけるハラスメント防止のための体制があり、対応が十分である。	3
	臨床実習におけるハラスメント防止のための体制はあるが、対応が十分でない。	2
	臨床実習におけるハラスメント防止のための体制がなく、対応も不十分である。	1

【自己評価 4-1】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	自己点検・評価の体制があり、改善に向けて機能している。	3
	自己点検・評価の体制はあるが、改善に向けて機能していない。	2
	自己点検・評価の体制がない。	1

●基本情報：自己点検・評価体制記入してください。

自己点検・評価組織名	自己点検評価委員会
委員名（委員長）	廣岡 聡（ 副校長 ）
組織の開催頻度	4 回／年
組織の取り組み内容	学生による授業評価の分析
	教員による授業評価の分析
	委員会において点検・評価項目について検証し、必要があれば改善に努める。
	ICT教育の導入などの研修会の開催企画
	評価項目の点検については、本委員会の下に学科教員及び事務担当者で構成する点検小委員会を設けて精査し、委員会がその内容を検認している。
自己点検・評価結果の公表	学校ホームページで公表（ https://www.kansai-iryo.ac.jp/about/pdf/pdf_tenken2023.pdf ）

【自己評価 4-2】当てはまる自己評価欄に○をつけてください。

自己評価	評価内容	判定
○	シラバス記載内容を改善する仕組みがあり、シラバスの記載内容の改善が行われている。	3
	シラバス記載内容を改善する仕組みはあるが、シラバスの記載内容の改善は十分ではない。	2
	シラバス記載内容を改善する仕組みがない。	1

●基本情報：シラバス記載内容を改善する仕組みについて記入してください。

該当する 仕組み	名称	理学療法学科教務委員会
	委員構成等	理学療法学科専任教員及び事務職員
	改善の仕組みの実際	月に 1 回、委員会を実施。後期より次年度シラバスの検討を実施。

【自己評価 4-3】自己点検・評価及び第三者評価の結果を改善に繋げるための取り組みを記入してください。

委員会及び学校関係者評価委員会の意見を聞き改善策を検討する。
臨床実習においては、実習指導調整会議を毎年 1 回開催するほか、実習施設訪問及び電話連絡等を行い、各実習指導者と情報の共有及び意見交換を行い円滑に実習が行なえる体制を確保している。

認 定 証

関西医療学園専門学校 殿

貴施設 理学療法学科 は、
本機構の定めたリハビリテーション教育に
必要な施設基準およびカリキュラムを提供、
実施できる養成施設として認められましたので、
ここに認定いたします。

【有効期間】

2020 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

2020 年 3 月 31 日

一般社団法人 リハビリテーション教育評価機構

理事長 才 藤 栄



